

「申込書特記事項」

1. 一般社団法人新都市ハウジング協会（以下「当協会」という。）が申込者に対して行う指針適合・耐火設計・施工計画に関するCFT造技術指導及びCFT造施工技術指導（以下「CFT造技術指導」と「CFT造施工技術指導」を総称して「協会技術指導」という。）は、建築基準法、同施行令、同施行規則及び関連告示に則り、当協会のCFT造に関する構造的知見及び施工経験から得られた知見を纏めて作成した当協会が定める各種指針に基づき、申込者の設計者又はCFT造施工管理技術者に対して技術上の助言を行うものであり、申込者が負う法令上の責任や発注者との間の個別契約責任を当協会が負担するものではありません。
2. 協会技術指導は、当協会の各種指針に基づき、申込者が当協会の定める各種指針を理解していることを前提に行います。また、現場での作業上の判断は、申込者が自らの責任で行うものです。
3. 協会技術指導の結果として、申込者の実施する個別案件について工程上の遅延等の問題が生じた場合でも、当協会はこれに対して責任を負うものではありません。
4. 申込者から当協会に提出された資料は、CFT造の普及目的のために、
 - (1) 申込者・個別案件名が特定されない形で統計資料として利用することがあります。
 - (2) 予め申込者の了解を得たうえで、個別案件の内容を公開することがあります。

以上